

令和2年7月

実務協議会資料目次

経理局

- 資料 1 令和2年度一般会計歳入歳出予算
- 資料 2 令和2年度一般会計歳出・歳入の構成
- 資料 3 一般会計歳出の主要経費の推移
- 資料 4 公債残高の累増
- 資料 5 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移
- 資料 6 令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について
- 資料 7 一般経費の内訳
- 資料 8 物件費・令和2年度予算額
- 資料 9 庁舎維持管理等経費の推移
- 資料 10 裁判所予算額（当初）歴年比較
- 資料 11 令和元年度予算の概要
- 資料 12 令和元年度補正予算（第1号）について
- 資料 13 令和2年度予算について
- 資料 14 令和2年度補正予算（第2号）について
- 資料 15 裁判所庁舎現況
- 資料 16 裁判所の耐震化について
- 資料 17 令和2年度予算施設関係予算内訳
- 資料 18 令和元年度補正予算（第1号）施設関係予算内訳
- 資料 19 裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）
- 資料 20 公共調達における適正な会計事務について（通知）



令和2年度一般会計歳入歳出予算

(単位: 億円)

区分	前年度予算額 (当初) (A)	令和2年度 予算額(当初) (B)	比較増△減 額 (B-A)	備考
歳 入				
1 租税及印紙収入	624, 950	635, 130	10, 180	
2 その他の収入	63, 016	65, 888	2, 871	
3 公債金	326, 605	325, 562	△ 1, 043	
合 計	1, 014, 571	1, 026, 580	12, 009	
歳 出				
1 国債費	235, 082	233, 515	△ 1, 567	
2 地方交付税交付金等	159, 850	158, 093	△ 1, 758	
3 一般歳出	619, 639	634, 972	15, 333	
合 計	1, 014, 571	1, 026, 580	12, 009	

(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

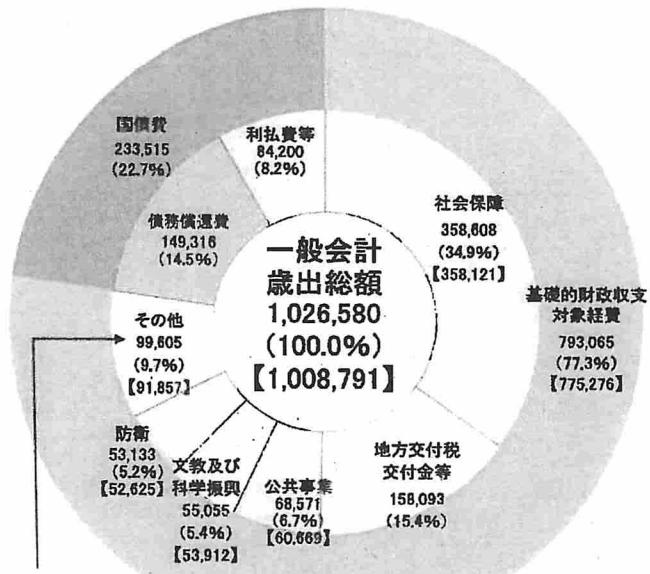
(参考) 一般歳出の主な内容

社会保障関係費、文教及び科学振興費、防衛関係費、公共事業関係費及びその他の事項経費等がある。

裁判所予算は「他の事項経費」に含まれる。

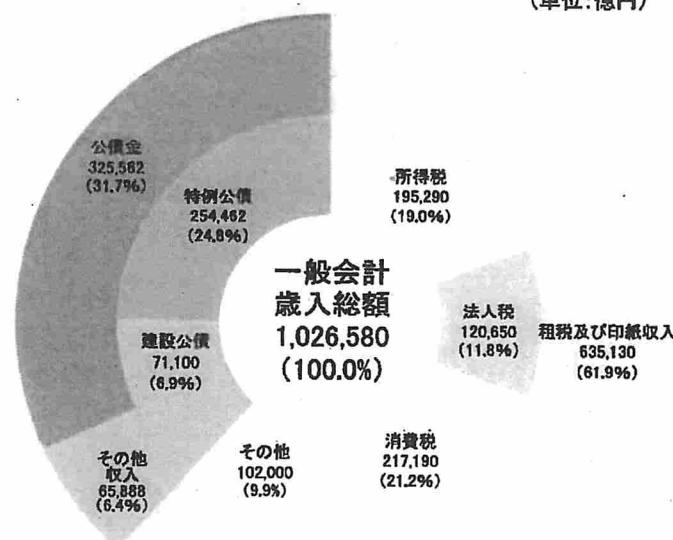
令和2年度一般会計歳出・歳入の構成

一般会計歳出



一般会計歳入

(単位:億円)



食料安定供給	9,840 (1.0%)	【9,832】
エネルギー対策	9,495 (0.9%)	【9,008】
経済協力	5,123 (0.5%)	
恩給	1,750 (0.2%)	
中小企業対策	1,753 (0.2%)	【1,723】
その他の事項経費	66,645 (6.5%)	【59,422】
予備費	5,000 (0.5%)	

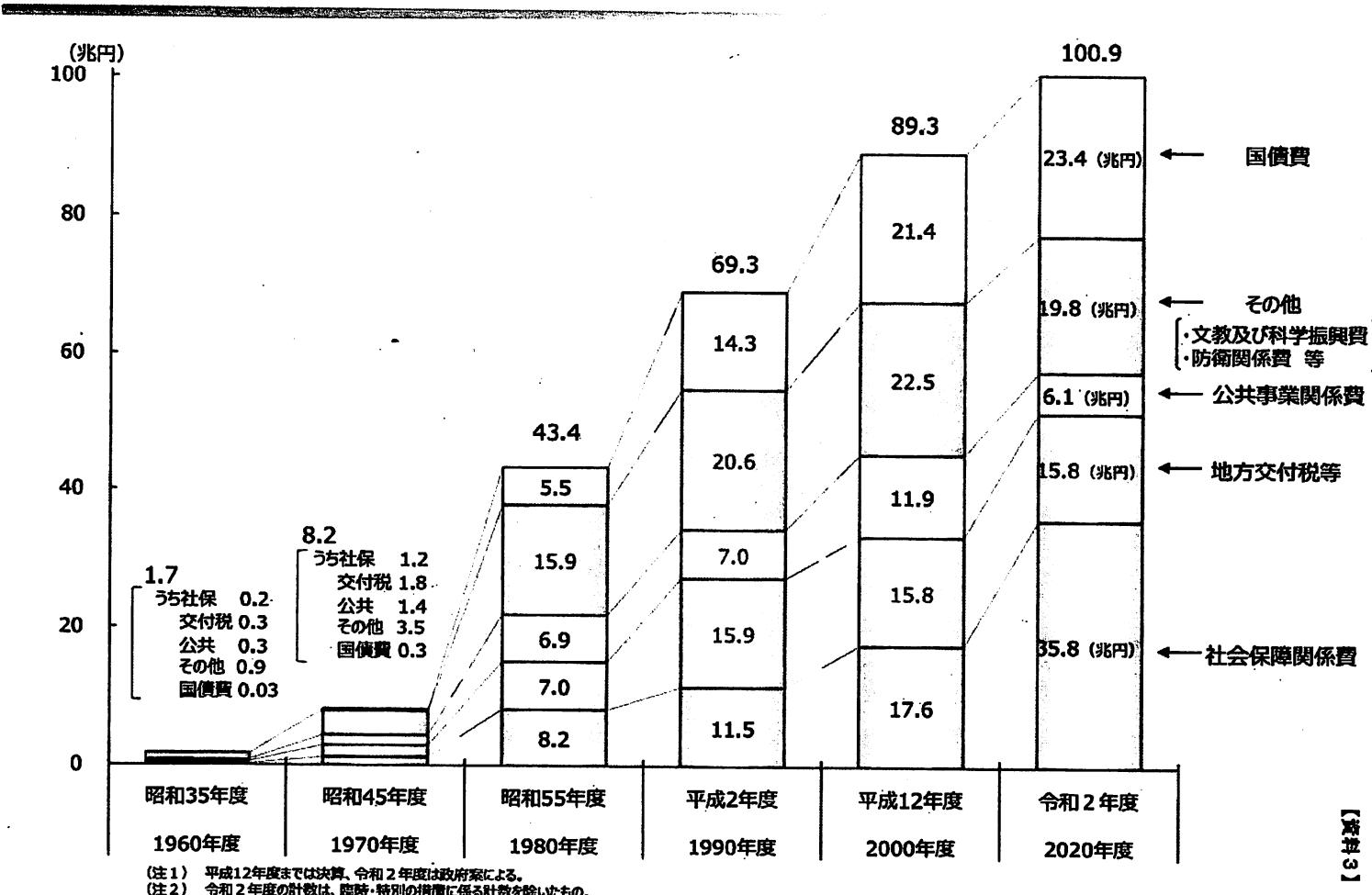
※「基礎的財政収支対象経費」とは、歳出のうち国債費を除いた経費のこと。当年度の政策的経費を表す指標。
 ※「一般歳出」(=「基礎的財政収支対象経費」から「地方交付税交付金等」を除いたもの)は、634,972(61.9%)【617,184】

(注1) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

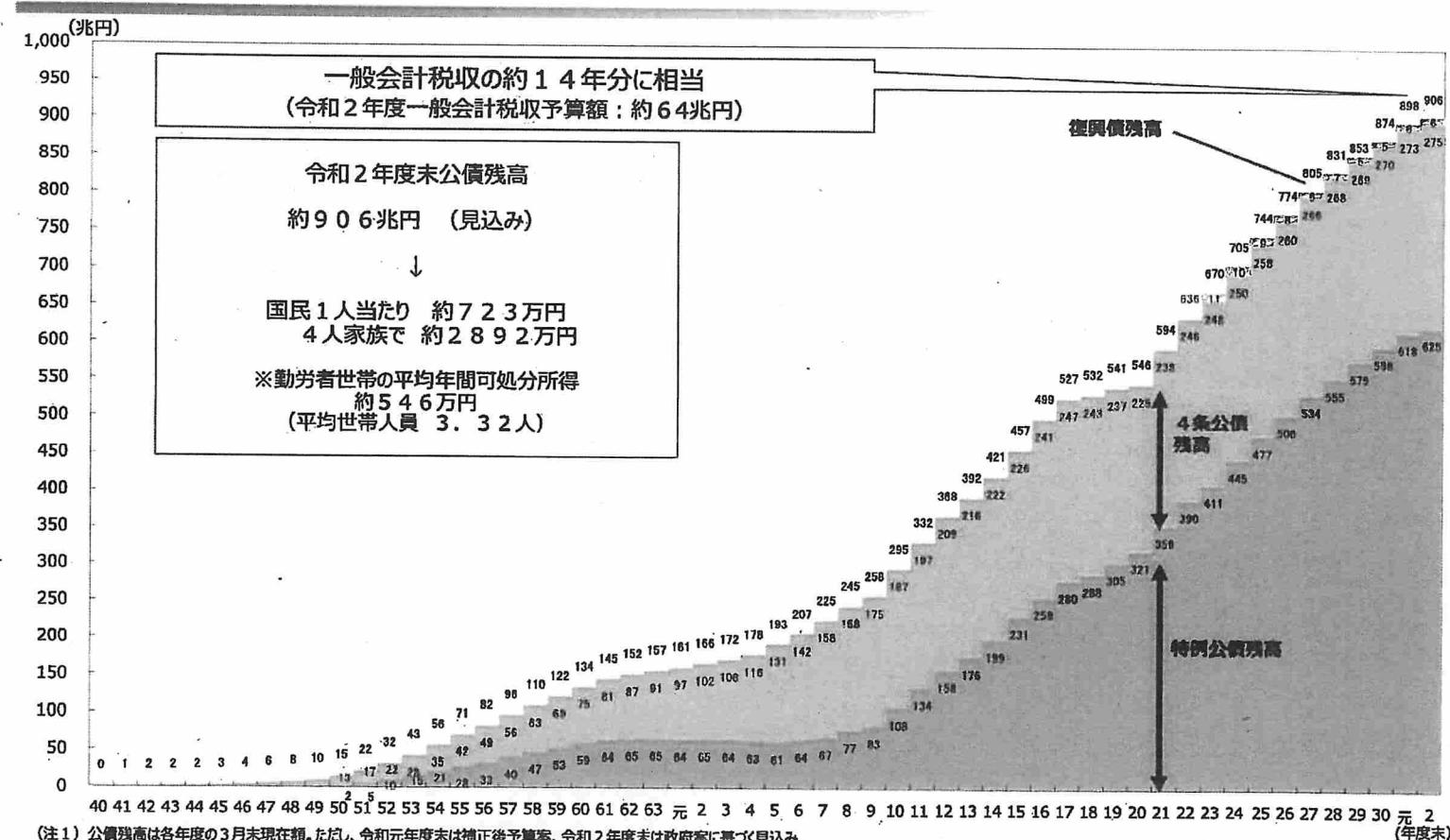
(注2) 一般歳出※における社会保障関係費の割合は56.5%。

(注3) 【】内は臨時・特別の措置を除いた計数。

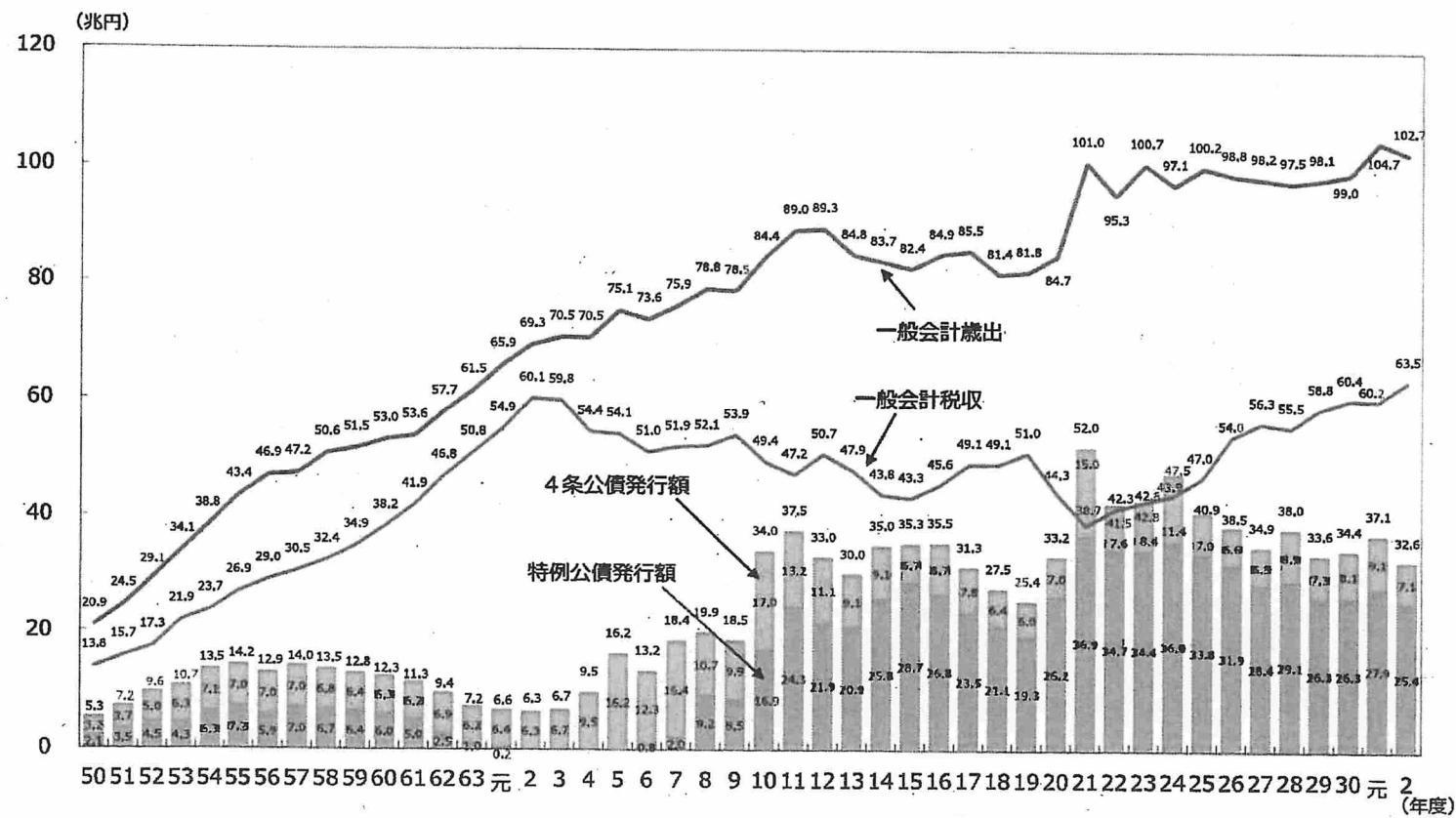
一般会計歳出の主要経費の推移



公債残高の累増



一般会計収支、歳出総額及び公債発行額の推移

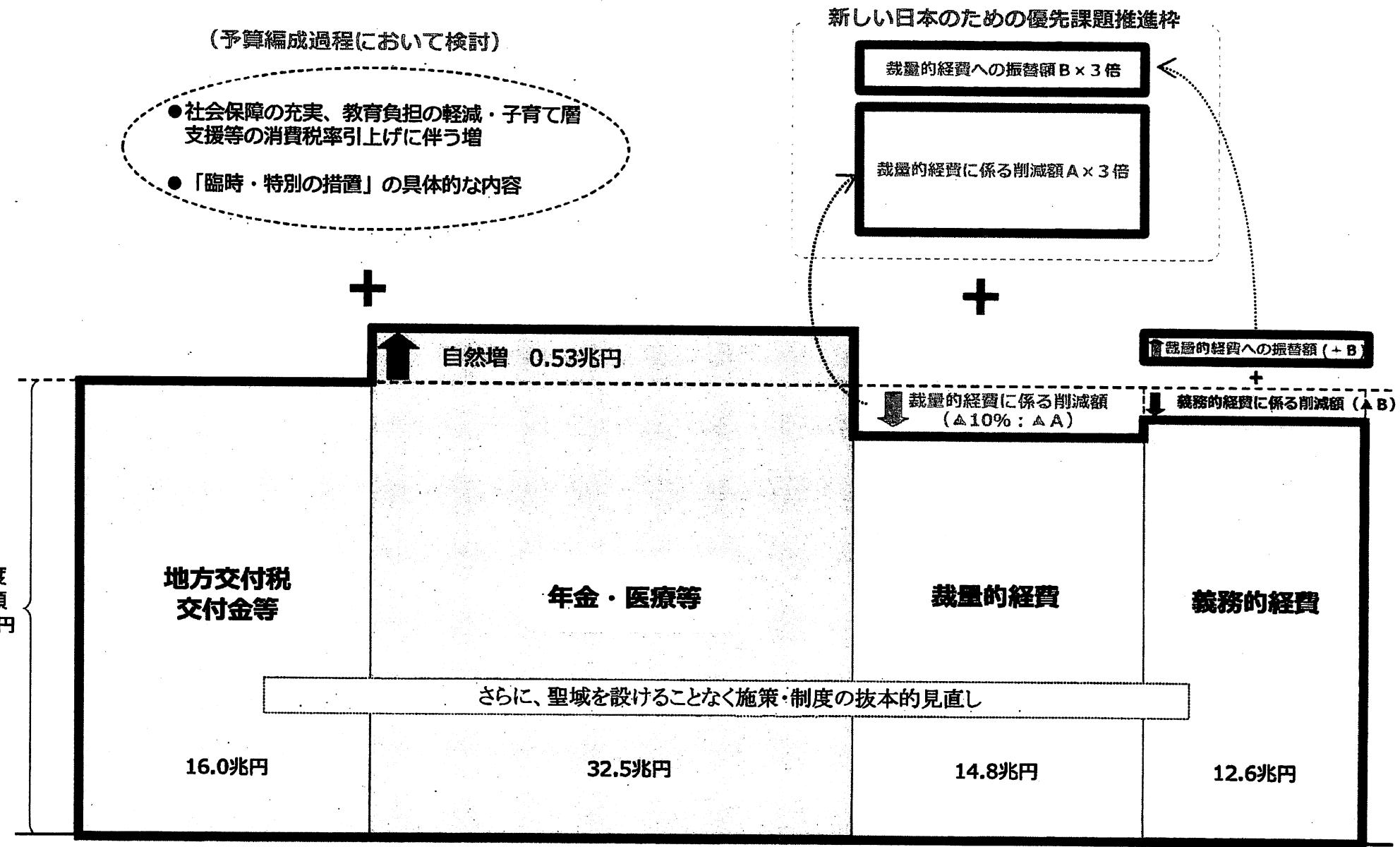


(注1) 平成30年度までは決算、令和元年度は補正後予算案、令和2年度は政府案による。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は海岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のため実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度及び25年度は基礎年金負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いている。

(注3) 令和元年度及び令和2年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだもの。

令和2年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について



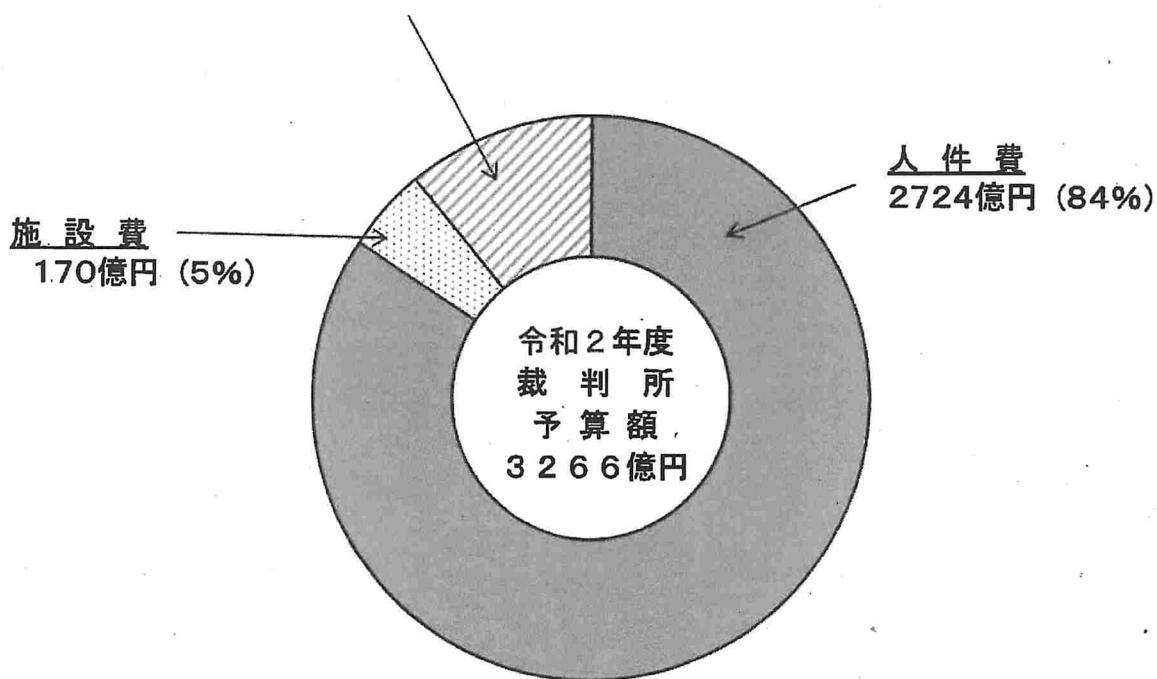
※ 地方交付税交付金等については「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求。義務的経費については、国勢調査に必要な経費の増等について加減算。

一般経費の内訳

物件費

372億円(11%)

裁判の運営に直接必要となる経費(裁判費)等の義務的な経費のほか、庁舎維持管理経費等、固定的ないし他動的経費が多くを占めている。

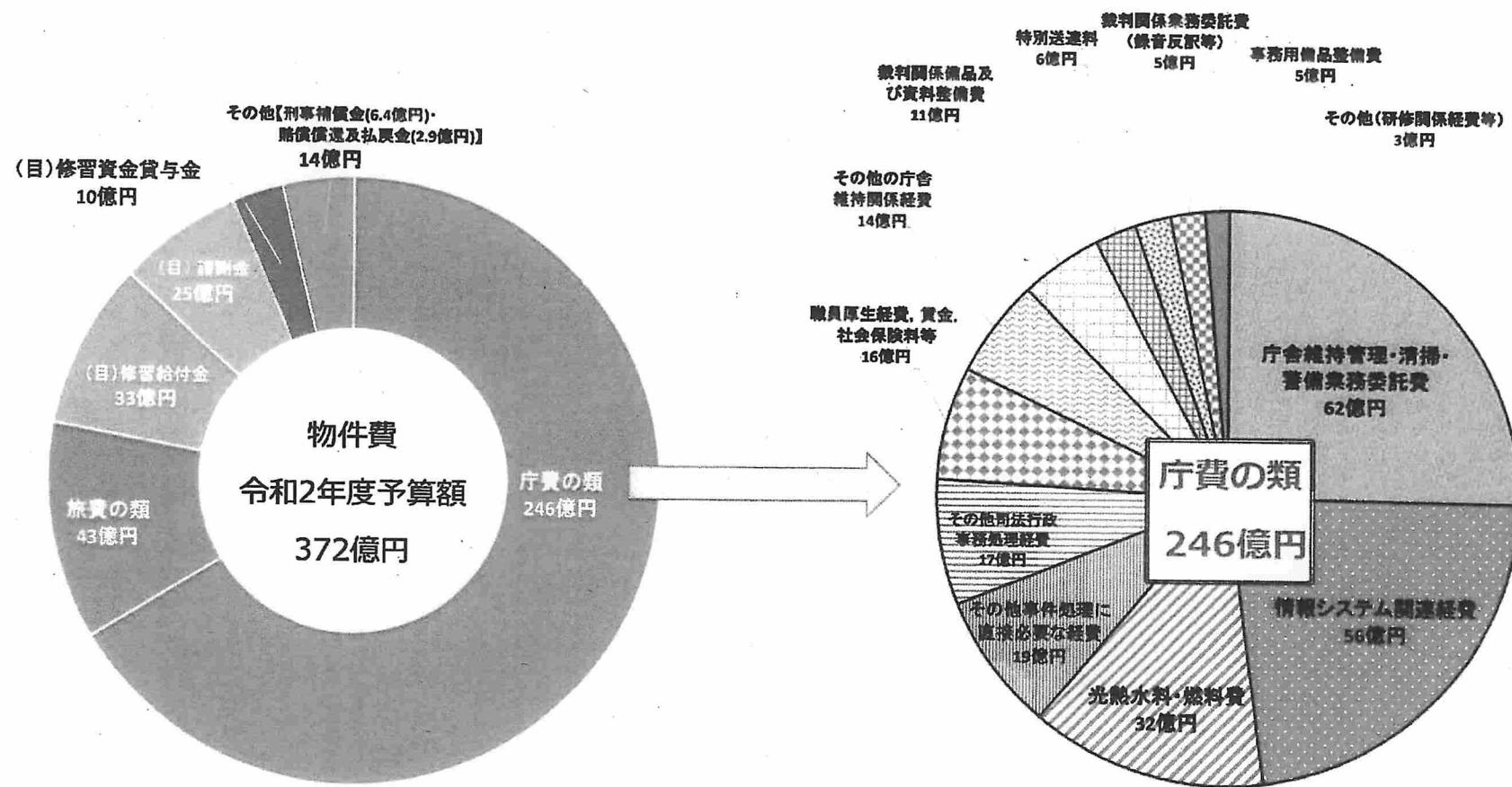


(単位: 億円)

	元年度 予算額	2年度 予算額	増▲減額
人件費	2,711	2,724	14
物件費	370	372	1
施設費	175	170	▲ 5
合計	3,256	3,266	10

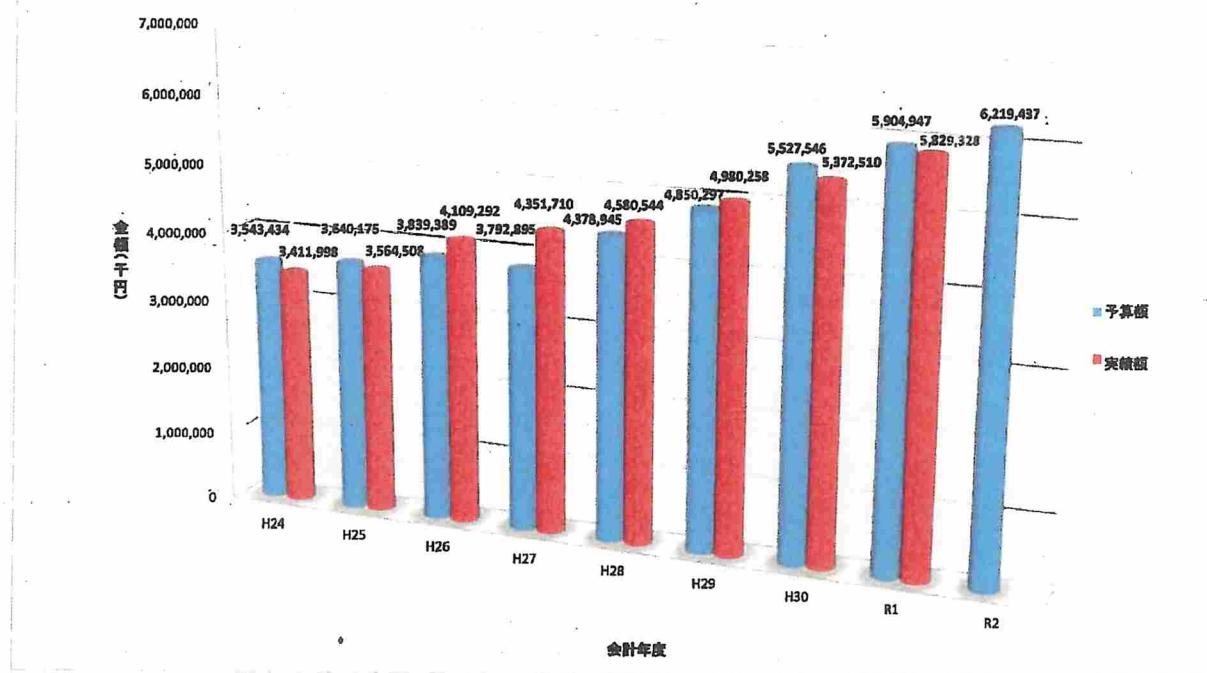
(注) 四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

物件費・令和2年度予算額

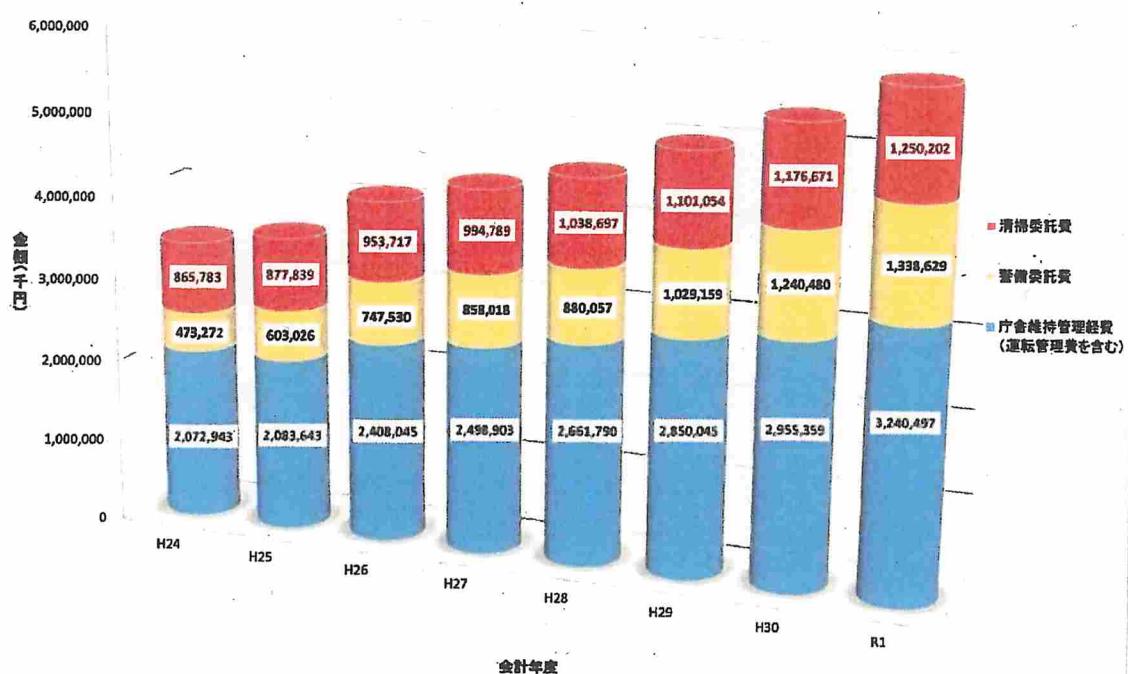


(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

庁舎維持管理等経費の推移



庁舎維持管理等経費の実績額推移



【資料 10】

裁判所予算額(当初)歴年比較

(単位:千円)

年度	国の予算総額	裁判所予算額	国に対する割合(%)	裁判所予算内訳							
				人件費	割合(%)	施設費	割合(%)	裁判費	割合(%)	その他	割合(%)
30	991,457,523	9,176,320	0.926	6,630,456	72.3	580,633	6.3	1,205,375	13.1	751,856	8.2
40	3,668,080,318	27,827,303	0.761	21,409,344	76.9	2,595,445	9.3	2,074,410	7.5	1,740,104	6.3
50	21,288,800,073	123,644,701	0.581	107,990,266	87.3	6,513,851	5.3	3,697,221	3.0	5,435,363	4.4
60	52,499,643,415	218,392,283	0.416	192,897,953	88.3	7,771,259	3.6	8,815,337	4.0	8,899,734	4.1
61	54,088,643,440	229,790,264	0.425	203,425,521	88.5	7,926,029	3.5	9,202,099	4.0	9,228,615	4.0
62	54,101,019,241	235,547,066	0.435	208,536,314	88.5	8,180,526	3.5	9,371,980	4.0	9,450,246	4.0
63	56,699,713,560	240,847,032	0.425	212,286,408	88.1	9,535,138	4.0	9,378,004	3.9	9,639,482	4.0
平成元	60,414,194,091	248,841,410	0.412	219,223,721	88.1	10,303,727	4.1	9,481,604	3.8	9,824,358	3.9
2	66,236,790,811	257,403,727	0.389	227,030,587	88.2	10,457,151	4.1	9,497,783	3.7	10,400,206	4.0
3	70,347,419,164	267,512,060	0.380	235,859,287	89.2	11,121,967	4.2	9,545,786	3.6	10,977,020	4.1
4	72,218,011,260	277,672,580	0.384	244,993,228	88.2	11,651,591	4.2	9,587,976	3.5	11,431,785	4.1
5	72,354,824,310	283,898,974	0.392	248,691,861	87.6	12,142,591	4.3	10,404,035	3.7	12,652,487	4.5
6	73,081,669,430	288,319,798	0.395	250,670,580	86.9	12,503,972	4.3	12,159,222	4.2	12,978,024	4.5
7	70,987,120,301	295,047,940	0.416	254,972,976	86.4	13,191,629	4.5	13,558,955	4.6	13,315,380	4.5
8	75,104,923,815	305,285,978	0.406	261,872,110	85.8	13,991,210	4.6	15,162,163	5.0	14,252,495	4.7
9	77,390,003,705	310,787,900	0.402	263,782,261	84.9	14,767,352	4.8	16,976,870	5.5	15,253,417	4.9
10	77,669,179,091	310,228,613	0.399	265,353,662	85.5	11,910,743	3.8	18,168,711	5.9	14,787,497	4.8
11	81,860,122,402	318,406,357	0.389	272,624,053	85.6	12,173,419	3.8	18,714,022	5.9	14,886,863	4.7
12	84,987,053,259	318,665,895	0.375	271,464,306	85.2	12,343,096	3.9	19,168,568	6.0	15,681,925	4.9
13	82,652,378,963	319,785,378	0.387	270,395,835	84.6	14,092,570	4.4	20,629,261	6.5	14,659,712	4.6
14	81,229,993,005	317,103,560	0.390	270,590,561	85.3	10,650,000	3.4	21,007,501	6.6	14,847,498	4.7
15	81,789,077,666	317,831,163	0.389	270,318,375	85.1	10,297,000	3.2	21,937,520	6.9	15,270,268	4.8
16	82,110,924,617	315,627,056	0.384	267,553,858	84.8	9,263,778	2.9	23,510,266	7.4	15,291,154	4.8
17	82,182,917,678	325,948,805	0.397	270,905,816	83.1	12,613,039	3.9	26,274,789	8.1	16,147,161	5.0
18	79,686,024,221	333,106,391	0.418	271,238,923	81.4	22,223,000	6.7	23,794,847	7.1	15,841,621	4.8
19	82,908,807,811	330,394,123	0.399	273,312,324	82.7	22,645,799	6.9	18,178,605	5.5	16,249,395	4.9
20	83,061,339,913	327,580,849	0.394	272,162,882	83.1	20,043,132	6.1	18,530,159	5.7	16,836,676	5.1
21	88,548,001,321	324,732,707	0.367	273,889,878	84.3	14,723,663	4.5	20,903,633	6.4	15,207,533	4.7
22	92,299,192,619	323,178,496	0.350	270,884,289	83.8	14,597,121	4.5	21,470,310	6.6	16,218,776	5.0
23	92,411,612,715	320,021,993	0.346	268,890,203	84.0	14,745,699	4.6	20,718,699	6.5	15,659,392	4.9
24	90,333,931,511	314,664,684	0.348	260,317,320	82.7	15,235,758	4.8	20,303,126	6.5	18,800,480	6.0
25	92,611,539,328	298,878,286	0.323	244,182,286	81.7	15,858,426	5.3	20,913,444	7.0	17,916,130	6.0
26	95,882,302,829	311,058,216	0.324	259,907,991	83.6	14,039,106	4.5	19,694,506	6.3	17,408,613	5.6
27	96,341,950,970	313,097,396	0.325	262,817,897	83.9	14,039,433	4.5	19,274,476	6.2	16,957,590	5.4
28	96,721,841,054	315,300,114	0.326	264,803,867	84.0	14,604,687	4.6	19,124,553	6.1	16,759,007	5.3
29	97,454,709,410	317,702,810	0.326	266,609,844	83.9	15,871,546	5.0	18,917,371	6.0	16,296,049	5.1
30	97,712,769,411	321,210,516	0.329	270,577,447	84.2	15,392,321	4.8	19,050,740	5.9	16,182,008	5.0
令和元	101,457,093,570	325,574,308	0.321	271,072,241	83.3	17,480,346	5.4	19,764,433	6.1	17,249,288	5.3
2	102,657,971,326	326,624,181	0.318	272,429,613	83.4	17,024,474	5.2	19,716,454	6.0	17,445,640	5.3

(注) 1 裁判所予算内訳の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計で100.0にならない場合もある。

2 平成16年度及び平成17年度裁判所予算内訳のうち、施設費には改革推進公共投資事業償還金を含む。

3 平成24年度は、この他に東日本大震災復興特別会計に予算が計上されている。

令和元年度予算の概要

(単位:百万円)					
区分	平成30年度 当初予算額	令和元年度 予算額	比較増△減額	増△減率	補正予算計上額
裁判所所管	321,211	325,574	4,363	1.4%	1,118

1. 主要経費(裁判事務処理態勢の充実)

(単位:百万円)

※<>内は「補正予算計上額」

○ 民事事件関係経費	3,437 (前年比 +238) <	126 >
△ 民事調停、労働審判、専門委員関連経費など		
○ 刑事事件関係経費	4,405 (前年比 +379) <	1 >
△ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費など		
○ 家庭事件関係経費	6,288 (前年比 △83) <	5 >
△ 家事調停関連経費など		
○ 事件共通関係経費	15,181 (前年比 △177) <	118 >
△ 各種事件処理に共通する諸経費		

2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等	17,480 (前年比 +2,088) <	797 >
--------------	-------------------------	-------

3. その他の機構維持等に必要な経費

○ 職員人件費	262,969 (前年比 +609) <	0 >
○ 司法修習生関係経費	4,993 (前年比 +18) <	0 >
○ その他の機構維持等経費	10,821 (前年比 +1,293) <	72 >

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

4. 人的機構の充実

○ 増員	99人
------	-----

判 事	40人
書記官	15人
事務官	44人

※判事補から判事への振替25人、書記官から書記官への振替2人を含む

○ 定員合理化	70人
---------	-----

【資料12】

令和元年度補正予算(第1号)について

最高裁判所

(単位:百万円)

令和元年度 補正予算額	平成30年度 補正予算額
----------------	-----------------

国民の安全・安心の確保	2,316	1,118
-------------	-------	-------

○裁判所施設に関する緊急対策 1,999

・裁判所施設の耐震化	613
・機能的劣化に関する改修	217
・非常用設備の更新	1,170

○民事裁判手続のIT化等 317

・ITツールを活用した争点整理	60
・書面の電子提出	97
・サイバーセキュリティ対策	159

合計 2,316

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

令和2年度予算について

区分	令和元年度 当初予算額	令和2年度 予算額	比較増△減額	増△減率	(単位:百万円) 補正予算計上額
裁判所所管	325,574	326,624	1,050	0.3%	2,316

1. 裁判事務処理態勢の充実

(単位:百万円)

○ 民事事件関係経費

3,313 (前年比 △125)

◇ 民事調停、労働審判、専門委員、民事訴訟手続のIT化関連経費など

○ 刑事事件関係経費

4,536 (前年比 +131)

◇ 裁判員裁判、心神喪失者等医療観察事件関連経費、法廷通訳関連経費など

○ 家庭事件関係経費

6,213 (前年比 △75)

◇ 家事調停関連経費など

○ 事件共通関係経費

15,048 (前年比 △133)

◇ 各種事件処理に共通する諸経費

2. 裁判所施設の整備

○ 裁判所施設の耐震化等

17,024 (前年比 △456)

3. その他の機構維持等に必要な経費

○ 職員人件費

264,557 (前年比 +1,588)

○ 司法修習生関係経費

4,932 (前年比 △61)

○ その他の機構維持等経費

11,001 (前年比 +180)

※四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

4. 人的機構の充実

○ 増員

72人

判事	30人
書記官	8人
事務官	34人

※判事補から判事への振替30人、速記官から書記官への振替2人を含む

○ 定員合理化

57人

【資料14】

令和2年度補正予算(第2号)について

最高裁判所

(単位:百万円)

令和2年度
補正予算額

裁判手続のIT化等	1,259
-----------	-------

○遠隔通訳実施の環境整備 215

○裁判手続のIT化のための情報インフラ基盤の整備 1,044

(注)四捨五入等の理由により、端数において計数が合致しない場合がある。

裁判所庁舎現況

(令和2年4月1日現在)

区分	施設数	経年数						備考
		50年以上 (S45以前)	40年以上 (S46~55)	30年以上 (S56~H2)	20年以上 (H3~12)	10年以上 (H13~22)	9年以下 (H23~R2)	
最高裁判所	1		1					
高等裁判所	8	2	4	1			1	
地方裁判所	42	18	5	2	1	10	6	
家庭裁判所	17		5	4	6	2		
地家裁支部	203	51	70	10	13	28	31	
簡易裁判所	185	15	64	56	28	10	12	
研修所	9		6		2	1		
合計 [%]	465 [100]	(10) [18]	(3) [33]	73 [16]	50 [11]	51 [11]	50 [11]	
対前年度増減		14	1	△7	1	△4	△5	

※ 上段()書きは、現在整備中の庁舎数であり、合計数の内数で表示

裁判所の耐震化について

1 耐震化の必要性

裁判所は全国各地に多数所在。古い時期に建てられ、耐震安全性に問題のある裁判所が存在する。

毎日多数の国民が来庁するとともに、災害直後にあっても令状手続などを行う裁判所の耐震化は、国民の安全にも治安維持にも直結する喫緊の課題。

2 耐震化の進捗状況

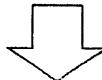
耐震改修促進法に基づき、特定建築物（3階建てかつ1,000m²以上）の庁舎について、平成19、20年度に耐震診断を実施。

特定建築物に該当しない小規模庁舎についても、平成22、23年度に耐震診断を実施。

これまで補正予算による予算措置も得て、庁の規模や診断結果に応じて、耐震改修又は庁舎新設による耐震化を実施。

裁判所庁舎 465庁

うち 耐震整備中：9庁（最高裁、大阪高裁、外）
予算措置未了：3庁（盛岡地裁、二戸支部、外）



耐震化の完了を目指すとともに、予防保全の観点をも踏まえ、裁判所施設の整備を計画的かつ着実に進めていく必要

令和2年度予算 施設関係予算内訳

				予算額 (百万円)
<u>庁舎新営</u>		<u>4,787</u>		
(継続分	6庁)	本 庁	(東 京) 中目黒分室 (仮称) 津 地 家 裁 仙台高裁秋田支部秋田地家裁 地家裁支部 (広 島) 福 山 (松 江) 浜 田 簡 裁 (札 幌) 静 内 裁 (新規分 3庁) 本 庁 烏 取 地 家 裁 佐 賀 地 家 裁 地家裁支部 (富 山) 高 岡	
<u>庁舎増築</u>		<u>285</u>		
(継続分	1庁)	本 庁	熊 本 家 裁	
<u>建替えによる耐震化</u>		<u>2,080</u>		
(継続分	6庁)	地家裁支部	(神 戸) 柏 原 (大 津) 彦 根 (名 古 屋) 半 田 (津) 伊 賀 (熊 本) 玉 名 簡 裁 (福 井) 大 野	
<u>改修による耐震化</u>		<u>1,944</u>		
(継続分	2庁)	本 庁	最 大 阪 高 地 裁	
<u>特別修繕等</u>		<u>7,089</u>		
<u>事務費 (旅費・庁費)</u>		<u>840</u>		
<u>不動産購入費</u>		<u>0</u>		
<u>各所修繕</u>		<u>1,107</u>		

令和元年度補正予算（第1号） 施設関係予算内訳

	予算額 (百万円)
<u>改修による耐震化（2戸）</u>	157
地家裁支部　（神戸）伊丹 簡裁　（鹿児島）徳之島	
<u>特別修繕等</u>	1,735
<u>事務費（旅費・庁費）</u>	107

※ 単位未満四捨五入のため、端数において計数が合致しない場合がある

裁 判 所

インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成28年度～平成32年度

平成29年1月

最 高 裁 判 所

目次

I. はじめに	1
II. 計画の範囲	
1. 対象施設	1
2. 計画期間	1
III. 対象施設の現状と課題	1
1. 点検・診断／修繕・更新等	2
2. 基準類の整備	2
3. 情報基盤の整備と活用	2
4. 個別施設計画の策定・推進	3
5. 新技術の導入	3
6. 予算管理	3
7. 体制の構築等	3
IV. 中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通し	3
V. 必要施策に係る取組の方向性	3
1. 点検・診断／修繕・更新等	3
2. 基準類の整備	4
3. 情報基盤の整備と活用	4
4. 個別施設計画の策定・推進	4
5. 新技術の導入	4
6. 予算管理	4
7. 体制の構築等	5
VI. フォローアップ計画	5

I. はじめに

国の社会資本は、今後、急速に老朽化することが見込まれており、また、人口減少・少子高齢化の進展をはじめとする社会構造の変化等により、国の財政状況も厳しさを増すことが予想される中で、国のインフラ全般について、適正かつ確実にその維持管理・更新等を行う必要性が高まっている。

政府においても、平成25年10月4日、「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「インフラ長寿命化基本計画」（以下「基本計画」という。）がとりまとめられた。

このような状況を踏まえ、裁判所の所管に属する施設についても、適切な維持管理・更新等を行うことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的なコストの縮減や予算の平準化等を実現する必要があり、そのために、点検・診断の結果に基づき、適時に必要な対策を着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらを通じて得られた施設の状況や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという「メンテナンスサイクル」の構築に向け、着実に取組を推進していく必要がある。

そこで、基本計画に基づき、裁判所の所管に属する施設の維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにするものとして、「裁判所インフラ長寿命化計画（行動計画）」（以下「行動計画」という。）を策定する。

本行動計画に基づき、メンテナンスサイクルの構築と継続的な発展を更に推進し、施設の新設から撤去までのいわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組を実行することとする。

II. 計画の範囲

1. 対象施設

裁判所の所管に属する施設を対象とし、老朽、狭隘、分散、耐震性能・耐津波性能の不足、都市計画上の要請等の理由から更新すべき施設を除き、長寿命化を図る必要がある。

2. 計画期間

平成28年度（2016年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

III. 対象施設の現状と課題

裁判所は、全国に466庁（延べ面積で約184万m²）という多くの庁舎を有するが、

このうち、建築後30年以上を経過している庁舎が全体の6割を超えるなど、老朽化の著しい施設を多数維持管理している現状にある。また、省庁別宿舎についても庁舎と同様に老朽化が進んでいる。

裁判所は、社会に生起する事件・紛争を公権的に解決する役割を担っており、その使命を果たすためには、裁判所施設の機能を維持するとともに、その安全性を確保することが不可欠であって、施設の管理者においては、その維持管理を遺漏なく、かつ適切に実施することが必要である。

そこで、今後の厳しい財政状況等も踏まえ、裁判所におけるインフラの長寿命化に向けて既に現場が直面している課題を明らかにし、その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくとともに、中長期的な社会経済情勢の変化を見据えたメンテナンスサイクルの構築に向けた取組を進める必要がある。

1. 点検・診断／修繕・更新等

インフラの維持管理及び修繕・更新等に当たっては、施設の変状を把握するための日常的な見回り・確認、経年劣化・損傷を把握するための定期的な点検・診断、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等の不定期な点検などが行われているが、これらは、施設の機能を維持するとともに、利用者や職員の安全を確保するための措置を講ずる上で必要不可欠であり、これを引き続き適切に実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものとすることにより、施設の状況をより的確に把握し、良好なものとして維持保全していく必要がある。

2. 基準類の整備

裁判所における施設の維持管理及び修繕・更新等に必要な基準類は、関係法令・告示等に加え、所要の通達等が整備されているところであるが、さらに保全業務の在り方や実情、関係法令の改正等に合わせた見直し等を適切に行う必要がある。

3. 情報基盤の整備と活用

保全に必要な施設の情報について、その一部をBIMMS-N（※）に登録するとともに、法令等に基づき、維持管理及び修繕・更新等に必要な情報を保全台帳に記録し、備え付けることとしているが、情報の管理・分析等が十分ではないなどの問題もあり、今後さらに、実際の施設の維持管理及び修繕・更新等の過程において、必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に管理・分析することにより、メンテナンスサイクルを適切に機能させていく必要がある。

※ 国土交通省が管理する「官庁施設情報管理システム」

(Building Information system for Maintenance and Management Support in National government)

4. 個別施設計画の策定・推進

個別施設計画は、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるものであり、メンテナンスサイクルの核として重要な意義を有する。

裁判所においては、従前から個別施設計画として、中長期保全計画を作成しているが、さらにすべての施設について、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画を整備することにより、施設の状況等に応じたきめ細かな対応を行っていく必要がある。

5. 新技術の導入

点検・診断及び修繕・更新等を効率的・効果的に実施していくためには、さらに、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に取り組む必要がある。

6. 予算管理

厳しい財政状況下において、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るために、施設に関する情報を的確に蓄積・更新し、適切な個別施設計画の策定と計画的な投資を行う必要がある。

7. 体制の構築等

「国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領」（平成17年6月国土交通省策定）に基づき、すべての対象施設において施設保全責任者が設置されているが、さらに、より実効性のある保全を実施するための体制を構築する必要がある。

IV. 中長期的な維持管理及び修繕・更新等に係るコストの見通し

維持管理及び修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握して予防的な個別施設計画を策定するなどの取組を進めることが重要であり、そのために、施設の実態等を踏まえ、中長期的な維持管理及び修繕・更新等のコストの見通しを的確に把握する必要がある。

V. 必要施策に係る取組の方向性

「III. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

1. 点検・診断／修繕・更新等

すべての対象施設について、法令・告示等に基づき定期（建築物の敷地及び構造は

3年以内毎、建築設備・防火設備は1年以内毎)の点検・診断等を引き続き実施するとともに、その分析・反映等の仕組をより実効性の高いものにすることにより、施設の状況をより的確に把握し、維持保全を確実に実施する。これまでの取組により、保全実態調査で「施設の保全状況」が「良好」(総評点が80点以上)と判断される施設(宿舎を除く)は80%以上の割合となっているが、この状況が更に維持・改善されるよう、引き続き取組を継続する。

2. 基準類の整備

施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等で実施方法が定められ、また、支障がない状態の確認については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」(平成17年5月27日付け国土交通省告示第551号)で建築物の各部の状態とその確認方法が定められているところ、引き続きこれらに基づく点検、確認を実施する。また、裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いについても、引き続き通達等に基づいて実施する。その上で、関係法令の改正その他の情報を幅広く収集しながら保全業務の在り方を不斷に見直し、基準類の整備とこれに基づく点検、確認の一層の充実化、実質化を図る。

3. 情報基盤の整備と活用

裁判所において定めている保全に関する事務の取扱いに基づく点検・診断の結果に關し、必要な情報をさらに効率的・効果的に収集して蓄積・更新した上、これを適切に管理・分析して活用し、施設の現状と課題をより的確に把握することにより保全の適正化を図り、メンテナンスサイクルを適切に機能させる。

4. 個別施設計画の策定・推進

すべての対象施設について、中長期保全計画等による個別施設計画が作成されているところ、さらに、点検・診断及び修繕・更新等の過程を通じて必要な情報を効率的・効果的に収集し、これを適切に分析・反映した個別施設計画の策定を推進する。

5. 新技術の導入

点検・診断や材料・工法等に關し、関係省庁とも連携の上、より効率的かつ効果的な長寿命化に資する新技術の情報収集及び導入に努める。

6. 予算管理

最高裁判所は、施設に関する情報を的確に評価し、対応の必要性・緊急性や必要な対策費用等を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討するなどして、予防的な施設計画を策定し、計画的に投資を実施することなどにより、修繕・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る。

7. 体制の構築等

施設の管理者は、点検・診断の結果に基づき中長期保全計画等を策定し、各対象施設の施設保全責任者は、中長期保全計画等に従い、保全に関する業務を適正に実施するとともに、必要な情報を蓄積・更新する。

高等裁判所は、これらの情報を適切に管理・分析して、管内における施設の現状と課題を把握し、これを踏まえて実効的な保全を実現する。

最高裁判所は、これらの計画全体を総合的に評価することにより、メンテナンスサイクルが適切に機能しているかを確認し、総合調整等を行う。

また、既にすべての対象施設に施設保全責任者が設置されているところ、最高裁判所及び高等裁判所は、専門知識や経験の少ない施設保全責任者及び保全担当者に対する情報提供を行うなど、保全業務の充実・適正化に向けた指導を総合的に推進する。

VI. フォローアップ計画

裁判所は、本行動計画を継続し発展させるため、「V. 必要施策に係る取組の方向性」に沿った取組を引き続き充実させる。併せて、本行動計画の取組状況を把握し、必要な検討を行うとともに、必要に応じて公表及び官庁施設における長寿命化計画に関する連絡調整会議に対する情報提供を行う。

最高裁経監第 341 号

(会ろ-12-A)

平成 31 年 3 月 25 日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

〔裁判所会計事務規程第 2 条に
規定する本官設置家裁〕

最高裁判所事務総局經理局長 笠井之彦

公共調達における適正な会計事務について（通知）

公共調達の適正化については、これまでも下記の点につき、格段の配慮を行いつつ、法令等を遵守するとともに、競争性や透明性を確保した会計処理を実践していただきようお願いしてきました。

各庁におかれでは、適正な会計処理に取り組んでいただいているところですが、これまでの取組により適正性が向上した部分があるものの、依然として事務処理上の課題も少なくありません。今後も継続して、適正化の趣旨・目的の実質的な理解を深めるとともに、組織として所属職員に対する公共調達の適正化に関する意識向上への取組を行う必要があります。

このような問題意識の下、今後も、公共調達の適正化に向け、下記の点に留意した上、各庁において、契約事務取扱基準等や事務処理態勢の見直しを図るなど、主体的・自律的な取組を継続してください。

記

1 隨意契約の適正化について

随意契約については、各会計法令並びに昭和 45 年 1 月 6 日付け最高裁経監第

1号経理局長依命通達「随意契約による場合の予定価格等について」及び平成18年9月6日経監第001063号経理局長通知「公共調達の適正化について」に基づき、競争性・透明性の確保を一層推進すること。

予定価格の積算や見積書の徵取については、価格の公正性・適正性を確保するため、予算決算及び会計令第79条、第80条、第99条の5、第99条の6の規定のほか、契約事務取扱規則等の関係規範及び各庁が定める契約事務取扱基準等に則り、適切に実施すること。

また、各庁における内規、契約事務取扱基準等については、その制定の目的等を担当職員に周知徹底し、内容が形骸化しないように配慮するとともに、会計事務手続の根拠となる会計法令等を常に確認することにより、安易に前例踏襲を続けることがないように不断に注意を払う必要がある。

2 会計書類の適正管理について

見積書、納品書、作業完了報告書、請求書等の会計書類の提出を受けた際には、漏れなく正確に記載されているかについて精査した上、記載に漏れや誤りがあった場合には、確実に補正させること。特に、日付のない会計書類については、会計事務処理の適正さに疑義が生じないよう、確実に日付を記載させるなど補正を求ること。

また、提出を受けた会計書類については、平成24年12月6日付け最高裁秘書第003545号事務総長通達「司法行政文書の管理について」及び同日付け最高裁秘書第003547号秘書課長通達「下級裁判所における司法行政文書の管理の実施等について」による管理を確実に行うこと。

3 監督・検査の適切な実施について

契約の適正な履行を確保するため、監督職員及び検査職員については、会計法第29条の11各項の趣旨を踏まえ、的確な監督及び検査を実施できる職員を任命すること。

任命にあたっては、しかるべき動機付けを行うとともに、予算執行職員等の責任に関する法律の「予算執行職員」として、同法に定める義務及び責任について十分認識させる必要がある。

検査職員は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に留意しつつ、履行完了後に、実質的な検査を実施した上、検査完了後、検査を行った事実に即した検査調書を作成し、適切な保管等に努めること。

なお、監督職員及び検査職員の能力向上を図り、契約のトラブルを防止するための方策についても、各庁の実情を踏まえて、策定し、実施するのが相当である。